

公有水面埋立免許の変更	(港 湾 課)	二三
"	(")	二三
"	(")	二三
"	(")	二三
"	(")	二三
"	(")	二三
国土調査としての指定	(農 村 整 備 課)	二三
都市計画事業の事業計画の変更認可	(都 市 計 画 課)	二四
"	(")	二四
"	(")	二四
第九次鳥獣保護事業計画	(自 然 保 護 課)	二四
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	二五
道路の供用開始	(")	二五
"	(")	二五
"	(")	二六
熊本県竜門ダム生活再建相談所の廃止	(人 事 課)	二六
熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置の改定	(土 地 資 源 対 策 課)	二六
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	(会 計 課)	二六
収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(")	二六
悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定の一部改正	(環 境 保 全 課)	二七
振動規制法に基づく地域の指定	(")	二七
"	(")	二七
特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部改正	(県 民 生 活 総 室)	二七
指定居宅サービス事業所の変更の届出	(高 齢 保 健 福 祉 課)	二八
"	(")	二八
公 告	(農 村 計 画 課)	二八
県営土地改良事業計画変更	(建 築 課)	二八
開発行為に関する工事の完了	(")	二八
電子計算組織(映像システム技術科用)の購入に係る一般競争入札後の随意契約の相手方決定	(用 度 課)	二九

電子計算組織(情報技術科用)の購入に係る一般競争入札の落札者の決定	(用 度 課)	二九
土地改良事業施行の適否決定	(農 村 計 画 課)	二九
"	(")	二九
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	三〇
熊本県職員の給与等の公表	(人 事 課)	三〇
県営土地改良事業計画変更	(農 村 計 画 課)	三四
市街地再開発事業に係る事業計画の変更認可	(建 築 課)	三五
大規模小売店舗土地法に基づく届出に対する市町村意見	(商 工 政 策 課)	三五
"	(")	三五
"	(")	三五
"	(")	三六
"	(")	三六
"	(")	三六
県営土地改良事業計画変更	(農 村 計 画 課)	三七
土地改良事業施行の適否決定	(")	三七
土地改良区役員の退任及び就任	(")	三七
"	(")	三七
県営土地改良事業計画変更	(")	三八
"	(")	三八
県営土地改良事業計画	(")	三八
登 載 依 頼	(")	三八
教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	(教 育 委 員 会)	三九
公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例	(有 明 海 自 動 車 航 送 船 組 合)	四〇
公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する規則	(")	四二
有明海自動車航送船組合会計規程の一部を改正する訓令	(")	四二
熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	四四
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則	(")	四四

熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四五

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会) 四五

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四五

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

() 四六

熊本県職員等の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

() 四六

熊本県職員等の調整手当に関する規則の一部を改正する規則

() 四六

熊本県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

() 四七

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

() 四七

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

() 四七

熊本県職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

() 四八

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

() 四八

熊本県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

() 四九

熊本県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

() 四九

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令

() 五〇

熊本県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

() 五〇

熊本県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

() 五一

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規定

() 五二

熊本県選挙管理委員会委員長専決処理規程の一部を改正する規程

() 六四

正 誤

平成十三年十二月二十六日熊本県人事委員会規則第四十三号(熊本県へき地手当等

に関する規則の一部を改正する規則)中 (人事委員会) 七二

平成十四年三月十五日熊本県告示第九十二号(熊本県公共工事請負契約約款の一

部を改正する約款)中 (監 理 課) 七二

平成十四年三月十五日熊本県告示第九十三号(熊本県公共工事関係業務委託契約

約款の一部を改正する約款)中 () 七二

平成十四年三月十五日熊本県告示第九十四号(熊本県公共建築設計業務委託契約

約款の一部を改正する約款)中 () 七三

訓 令

熊本県訓令第六号

本庁各部課(総室・室)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県労働金庫検査規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県労働金庫検査規程を廃止する訓令

熊本県労働金庫検査規程(昭和三十年訓令第八百十五号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十四年三月二十九日から施行する。

告 示

熊本県告示第二百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の規定により、歳入の徴収事務を次のように委託した。

附 則
この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第二四四十五号

租税特別措置法施行令に基づく土地の譲渡予定価額の申出に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

租税特別措置法施行令に基づく土地の譲渡予定価額の申出に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱

租税特別措置法施行令に基づく土地の譲渡予定価額の申出に係る事務処理要綱（昭和六十一年十二月二十日熊本県告示第九百四十一号）の一部を改正する要綱を次のように改正す。

第二条 第一十九号第一項第四号及び第三十八号の第四第一項第四号、第三十八号の第五第一項第四号又は第三十八号の第五第九項第四号、第二十九号、第三十三号及び第三十九号。

（申出書に添付すべき図書）

第三条 申出書の正本には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- (3) 土地の形状を明らかにした図面
- (4) 次のアからエまでのいずれかひとつの書類
 - ア 開発行為の許可書の写し
 - イ 優良宅地の認定書の写し
 - ウ 優良住宅の認定書の写し（優良住宅の認定申請をしている場合にはその申請書の写し）
 - エ 優良住宅の認定書の写し（優良住宅の認定申請をしている場合にはその申請書の写し）

- (5) 公募することを証明する書類
- (6) その他知事が必要と認めるもの

第四号表第一号中「申出受理簿（第2号様式）」や「受付簿」は、「この場合において申請書等に瑕疵がある場合は、申出者に補正させたうえ受理するものとする。」や「申出書等に不備がある場合は、補正のうえ受理するものとする。」とある。第二十九号 関係表第一号中「第3

号様式」や「第2号様式」は、第二十九号。

第二十九号表第一号中「第4号様式」や「第3号様式」は、第二十九号 関係表第一号中「第4号様式」。

第六号）は、「国土利用計画法価格審査事務処理要領（昭和54年1月16日付54国土第6号）」や「国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第7条に規定する土地に関する権利の相当な価額の算定の方法」は、第二十九号。

第七号表第一号中「第5号様式」や「第4号様式」は、第二十九号「（譲渡予定価額説明書を除く。）」を記す。関係表第一号中「第6号様式」や「第5号様式」は、第二十九号 関係表第一号中「第6号様式」。

第二十九号表第一号中「（第2号関係）」は、第二十九号「（優良住宅の認定の申請をした日）」

年 月 日	「優良住宅の認定の申請をした日」	年 月 日	「優良住宅の認定の申請をした日」
年 月 日	「優良住宅の認定の申請をした日」	年 月 日	「優良住宅の認定の申請をした日」

第二十九号表第一号中「第19号第一項第四号及び第三十八号の第四第一項第四号、第三十八号の第五第一項第四号又は第三十八号の第五第九項第四号、第二十九号、第三十三号及び第三十九号」。

第二十九号表第一号中「第19号第一項第四号及び第三十八号の第四第一項第四号、第三十八号の第五第一項第四号又は第三十八号の第五第九項第四号、第二十九号、第三十三号及び第三十九号」。

第2号様式

受 理 書

第 号
平成 年 月 日

様

熊本県知事

租税特別措置法施行令第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号の規定に基づき、平成 年 月 日付けであなたから提出のあった土地の譲渡に係る譲渡予定価額の申出書については、次のとおり受理しました。

- 1 受 理 日 : 平成 年 月 日
- 2 受 理 番 号 : 第 号
- 3 土地の所在地 :

第3号様式

租税特別措置法に係る取下げ申出書

平成 年 月 日

熊 本 県 知 事 様

申出者 住所
氏名 印

租税特別措置法施行令第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号の規定に基づき、平成 年 月 日付けで提出した下記の土地に係る申出書は取り下げます。

記

土地の所在 :

第 4 号様式

通 知 書

第 号
平成 年 月 日

様

熊本県知事

租税特別措置法施行令 1 8 条の 5 第 1 1 項第 4 号又は第 3 8 条の 5 第 9 項第 4 号の規
定に基づき、平成 年 月 日付けで申出のあった別添土地の譲渡に係る譲渡予
定価額については、意見がないので、その旨通知します。

第 5 号様式

意 見 書

第 号
平成 年 月 日

様

熊本県知事

租税特別措置法施行令 1 8 条の 5 第 1 1 項第 4 号又は第 3 8 条の 5 第 9 項第 4 号の規
定に基づき、平成 年 月 日付けで申出のあった別添土地の譲渡に係る譲渡予
定価額については、昭和 5 3 年国土庁告示第 1 号第 2 第 1 項の規定に該当するので、その
旨を述べます。

第 6 号様式を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第二百四十六号

租税特別措置法施行令に基づく特定住宅用地の譲渡の認定に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

租税特別措置法施行令に基づく特定住宅用地の譲渡の認定に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱

租税特別措置法施行令に基づく特定住宅用地の譲渡の認定に係る事務処理要綱（昭和六十一年十二月二十日熊本県告示第九百四十二号）の一部を改正する要綱を次のように改正する。

第二条中「以下「租特令」という。」を「租特令」及び「第 19 条第 10 項及び第 38 条の 4 第 12 項」を「第 18 条の 5 第 10 項又は第 38 条の 5 第 8 項」に改める。

第三条を次のように改める。

（申請書に添付すべき書類）

第 3 条 申請書の正本には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 土地の売買契約書の写し
- (2) 住宅の処分方法を明らかにした書面
- (3) 土地の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- (4) 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の図面
- (5) 土地の形状を明らかにした図面
- (6) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく不動産通知書又は国土利用計画法施行規則（昭和 49 年総理府令第 72 号）に基づく確認書の写し
- (7) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条に基づく工事完了の検査済証の写し又は優良宅地の認定書の写し
- (8) 公募することを証明する書類
- (9) その他知事が必要と認めるもの

第四條第一項中「認定受理簿（第 2 号様式）」を「受付簿」に、「この場合において申請書等に瑕疵がある場合は、申請者に補正させたうえ受理するものとする。」を「申請書等に不備がある場合は、補正のうえ受理するものとする。」に改める。第四條第三

号様式」を「第 2 号様式」に改める。

第五條中「第 4 号様式」を「第 3 号様式」に改める。

第六條第一項中「興業証明したものを」を「その面を証明し」に改め、同條第二項を削る。

第七條を削る。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第1号様式

特定住宅用地譲渡認定申請書
熊本県知事 様 平成 年 月 日

申請者	譲渡者	住所	氏名又は名称及び代表者の氏名	氏名又は名称及び代表者の氏名	氏名又は名称及び代表者の氏名
	譲渡者	住所	氏名又は名称及び代表者の氏名	氏名又は名称及び代表者の氏名	氏名又は名称及び代表者の氏名

租税特別措置法施行令第18条の5第10項又は第38条の5第8項の規定に基づき、特定住宅用地の譲渡であると認められることについて、下記のとおり認定申請します。

記

譲渡に係る宅地の権利の種類及び内容	所在	面積	区画数	区画
譲渡に係る宅地の利用目的及び利用予定時期		譲渡年月日	平成 年 月 日	
譲渡に係る宅地の利用に関する計画の概要		譲渡に係る宅地の処分方法及び処分予定時期		
対価の種類	() 円 / m ²			

※受理年月日	平成 年 月 日	※処理年月日	平成 年 月 日
--------	----------	--------	----------

租税特別措置法施行令第18条の5第10項又は第38条の5第8項の規定に基づき、特定住宅用地の譲渡であると認められることについて認定したことを証明する。

平成 年 月 日
 認定権者 熊本県知事

(注) ※印欄は、認定権者が記載すること。

第2号様式

受 理 書

平成 年 月 日

様

熊本県知事

租税特別措置法施行令第18条の5第10項又は第38条の5第8項の規定に基づき、平成 年 月 日付けであなたから提出のあった特定住宅用地譲渡申請書については、次のとおり受理しました。

- 1 受理日 : 平成 年 月 日
- 2 受理番号 : 第 号
- 3 土地の所在地 :

第3号様式

特定住宅用地の譲渡認定に係る申請書取下げ申出書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

申出者	住所	印
	氏名	

租税特別措置施行令第18条の5第10項又は第38条の5第8項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで提出した下記の土地に係る申請書は取り下げます。

記

土地の所在：

第四号様式及び第五号様式を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第二百四十七号

平成十二年三月二十二日熊本県告示第二百五十五号で告示した清和村道米生柝原線の工事開始区間を次のとおり変更するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年三月三十一日政令第百七十五号）第七条第二項の規定により告示する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

工事開始区間の欄中「上益城郡清和村大字大平字木部野一九七〇番地先から」を「上益城郡清和村大字米生字松葉四八四番地先から」に、延長の欄中「二、〇二〇・〇メートル」を「一、七六〇・五メートル」に改める。

熊本県告示第二百四十八号

平成十二年十月三十日熊本県告示第八百七十七号（特定鳥獣の捕獲の禁止）の一部を次のように改める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

捕獲を禁止する区域を次のように改める。

熊本県の区域（ただし、人吉市、下益城郡中央町、砥用町、阿蘇郡蘇陽町、高森町、上益城郡矢部町、清和村、八代郡坂本村、東陽村、泉村、球磨郡錦町、上村、岡原村、多良木町、湯前町、水上村、須恵村、深田村、相良村、五木村、山江村及び球磨村を除く。）

捕獲を禁止する期間を次のように改める。

平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

熊本県告示第二百四十九号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ三第一項の規定により、第二期特定鳥獣保護管理計画を樹立した。同計画の内容については、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務課（球磨地域振興局）にあっては森林保全課）において

一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第二百五十号

昭和三十四年八月二十七日熊本県告示第四百三十九号（熊本県職員等恩給条例の規定に基く肺結核その他規則で定める疾病の査定基準）は、廃止する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字鶴七六七〇

(三)(二) 指定の目的 落石の危険の防止
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字西大川内二二四の九、二二四の二三、二二四の一四、二二四の二六

(三)(二) 指定の目的 落石の危険の防止

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田丙字平原七〇九

(三)(二) 指定の目的 落石の危険の防止
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字俣口一八四〇の二四

(三)(二) 指定の目的 落石の危険の防止
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林の所在場所 熊本県本渡市杵土町字要ノ迫一一三四、一一三五、字柿ノ平一〇九六、一〇九七、一一一〇の一、一一一〇の二

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県牛深市二浦町亀浦字横渡二一七七の一
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに牛深市役所に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県牛深市牛深町字長手三三三三の一、三三三四の一、三三四四七の六

- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに牛深市役所に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県天草郡姫戸町大字姫浦字里四七三七、四七三八
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字里四七三七・四七三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに姫戸町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の

よつに保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県天草郡龍ヶ岳町大字下寿ヶ嶽三三六二の一、三三六二の三、三三六四、三三六五、三三六六の一、三三六九の一、三三七一の一、三三七三の一、三三七七の三、三三七四から三三七六まで、三三七七の一、三三七七の三、三三七七の三、三三七八の三、三三八〇、三三八二、三三八九、字馬鞍四〇一三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下寿ヶ嶽三三六二の一・三三六四・三三六五・三三六六の一・三三六九の一・三三七一の一 (以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、三三八九
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに龍ヶ岳町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のよつに保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県天草郡新和町小宮地字上久保一〇七〇七の三、一〇七〇九の五から一〇七〇九の二まで、字上二本木一〇六四八の一から一〇六四八の三まで
- 二 指定の目的 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに新和町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第二百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のよつに保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県天草郡五和町大字井手字野中二五三〇の一、二五三〇の二、二五三一の一、二五三二から二五三四まで、二五四一、字里二五五四、二五五五、二五六二、二五六三、二五六七の一、二五七〇、二五七一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字里二五五五(次の図に示す部分に限る。)、二五六三、二五七〇、二五七一 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに五和町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第二百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のよつに保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町坂瀬川字越路一五四三の一、一五四三の二、一五四四の一、一五四四の四、一五四五、一五四六の二、一五四七、一五四八の一、一五四八の二

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字越路一五四三の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四三の二、一五四四の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四四の四、一五四五、一五四六の二、一五四七、一五四八の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四八の二

- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂字光り神一九四四の一（次の図に示す部分に限る。）、一九四五、一九六〇、字甚四郎林一九七五、一九七六の一（次の図に示す部分に限る。）、一九七六の二、一九七七

図に示す部分に限る。）、一九七六の二、一九七七

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字光り神一九四四の一、一九四五・一九六〇・字甚四郎林一九七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九七六の一、一九七六の二・一九七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林の所在場所 熊本県天草郡天草町下田北字大志津羅五六の二から五六の四まで、五六の六、六六の六、六六の一、七五の二、八三の一、字砂ノ鳥八五の三、九二の一、九二の二、九二の四、九二の五、字小松境九六の一、九六の三から九六の九まで、九六の一から九六の一三まで

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- 1) 主伐は、択伐による。

2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- (一) 保安林の所在場所 熊本県天草郡天草町福連木字江河内三四三〇の一、三四三二の一

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字江河内三四三〇の一・三四三二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、

- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字大椎三〇四九の一、三〇五四の三、三〇五四の七、字普現山三〇五五の一、三〇五九、字檀造三一九九、三三〇三、三三〇五、三三〇六の一、三三〇六の二、三三〇七、三三一一〇、三三一一一、三三一一四、三三一一五の一、三三二一六、三三二一七、字大木場二九〇六の一、二九〇七、二九〇八、二九〇八の二、二九〇九、二九一三、二九一四、二九一五の一、二九一七の一、二九一八、二九二〇、二九二二、二九二四の二、二九二六、二九二七の一、二九二七の二、二九二八、字水汲川二九三三の一、二九五六の二、字暮白二八七七の一、二八七七の三、二八七八、二八八三、字宇附平三〇九一の二、字角石三〇九二、三〇九三、字黒光三二二〇の一、三二二一の一、三二二二の一、三二二三、三二二四、三二二八

- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字大椎三〇四九の一、三〇五四の三（次の図に示す部分に限る。）、三〇五四の七、字普現山三〇五五の一・字大木場二九二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二一、二九二六、二九二七の二、二九二八、字水汲川二九三三の一・字暮白二八七七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八七八、字角石三〇九二・三〇九三・字黒光三二二一の一・三二二二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - （次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字久留字石橋二五七八の一、二五九一、二六〇〇の一、二六〇〇の二、二六一〇

- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字石橋二六〇〇の一、二六〇〇の二、二六一〇
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字宮野河内字集田三一七八の二
 - (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字集田三一七八の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字河浦字妙見九八五、九八七の一、九八八の一、九八九、九九三
 - (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字妙見九八七の一・九八八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- (3) 2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字河浦字中山五二四の三、五三〇、五三二、字大平四一七一の一、四一七八の一、四一七八の二、四一八〇の一、四一八〇の二、四一八一の一、四一八二の二、四一八二、四一八六、四一八八の一、四一八八の二、四一九一、四一九三、四一九九、四二〇〇、四二〇二、四二〇三の一、四二〇三の二、四二〇四の一、四二二四の一、四二二五の一、四二二五の三、四二二八、四二二九の一、四二二三の二、四二二三、四二三八、四二四〇、四二四一、四二四七、四二五〇の一、四二五〇の二
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- (1) 字中山五二四の三（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 熊本県告示第二百六十三号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 平成十四年三月二十九日
- 熊本県知事 潮 谷 義 子
- (一) 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字崎津字向江山一三二〇
- (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- 1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字宮野河内字上原一一九、一二二の三、一三三
- (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (三) (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- 1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 熊本県告示第二百六十四号
- 熊本県景観条例（昭和六十二年熊本県条例第七号）第二十九条の規定により、次のとおり景観形成住民協定として認定したので告示する。
- 平成十四年三月二十九日
- 熊本県知事 潮 谷 義 子
- 一 協定者の名称
- 黒川温泉自治会
- 二 協定の名称
- 南小国町黒川地区 街づくり協定
- 三 協定の対象区域
- 南小国町満願寺の一部
- 四 協定締結年月日
- 平成十四年二月十二日

五 協定の有効期限
 協定締結日から十年間
 六 知事の認定した年月日
 平成十四年三月二十五日

熊本県告示第二百六十五号
 昭和四十九年十月二十六日熊本県告示第八百九十九号は、廃止する。
 平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第二百六十六号
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十三条第二項において準用する同法第九
 条第一項の規定により、熊本県が管理する港湾及び港湾区域を次のとおり定め、平成十四
 年四月一日から施行する。
 平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

港湾名	港 湾 区 域	国土交通大臣認可年月日
三角港	瀬戸の鼻から大矢野島三角燈台まで引いた線、同島塔ヶ崎から千束島六四郎鼻まで引いた線、同地点から戸馳鼻まで引いた線、戸馳橋西側線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港漁場整備法に基づき田井之浦漁港の区域を除く。	昭和四十八年五月十八日
八代港	八代港干拓北堤と郡築堤との交点（北緯三三度三二分二四・二二〇秒、東経一三〇度三三分四一・六六七秒）から北に五〇〇メートルの郡築堤防上の標柱（北緯三三度三三分三三・二二〇秒、東経一三〇度三三分五二・六六五秒）、同標柱から二九八度二分三三・四九〇メートルの地点、同地点から二〇八度一分二五・三〇メートルの地点、同地点から一一八度五〇分二七・三〇メートルの地点、同地点から三三度四分八八・三〇メートルの地点、同地点から中北町西北端の標柱（北緯三三度二九分五八・二二一秒、東経	平成四年四月二十四日

一三〇度三四分三一・六六四秒）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに前川新前川橋下流の河川水面

熊本港
 熊本市飽田町乙畠口地先海岸堤防南端（北緯三三度四四分四二・一五二秒、東経一三〇度三六分一七・六二〇秒）から三五六度二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六五度三三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八四度一〇分三四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度一五分一五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六九度〇五分三二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八五度一〇分三〇五〇メートルまで引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百十七号）により指定された沖新漁港及び四番漁港の区域を除く。

水俣港
 水俣港小路島燈台（北緯三三度一分四八・三二九秒、東経一三〇度二分三九・七八〇秒）から四五度六〇〇メートルの地点から三三度三四〇メートルの地点に引いた線、同地点から四六度一、三七八メートルの地点に引いた線、同地点から五八度三〇六メートルの地点に引いた線、水俣港小路島燈台から一三七度三六〇メートルの地点から二六一度四二二メートルの地点に引いた線、同地点から一八〇度二五〇メートルの地点に引いた線、同地点から一一八度一、一四〇メートルの地点に引いた線、同地点から一〇五度四六三メートルの地点に引いた線、同地点から二二度三八〇メートルの地点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

百貫港
 権現山三角点（二七三・二メートル）から二五三度二三九〇メートルの地点から二八五度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇四度二八六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五

昭和五十五年二月十二日

<p>大門港</p>	<p>本渡市方原川左岸端から七二度に引いた線、本渡市下浦町字船場と字葎の口との字界標柱（北緯三二度二分四九・二二四秒、東経一三〇度一分五四・七九五秒、以下字界標柱という。）から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、次の各地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(11)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面を除く。</p>	<p>本渡港</p>	<p>〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに同三角点から一八〇度に引いた線以西の坪井川水面 広瀬三角点（九三メートル）（北緯三二度二分三六・二〇八秒、東経一三〇度一分五九・七九一秒）から一二三度五〇分九五メートルの地点から一五〇度に引いた線、次の各地点を順次直線で結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに南川協和橋、町山口川港大橋、小松原川市安橋、広瀬川大矢橋各下流の河川水面 一 高松山三角点（北緯三二度二分五五・二一八秒、東経一三〇度二分三七・七九二秒）から二九七度五五分四六秒六一三メートルの地点（以下「イ地点」という。）から二三三度四分四六三メートルの地点 二 イ地点から二〇二度一分四二メートルの地点 三 イ地点から一九八度一分三七〇メートルの地点 四 イ地点から二〇一度四分三三・五メートルの地点 五 イ地点から三四九度四分五二・九メートルの地点 六 イ地点から二度四分五八・二メートルの地点 七 イ地点から六度二分六〇・三メートルの地点 八 イ地点から六八度四分四六〇メートルの地点</p>	<p>昭和三十二年二月十日</p>
------------	--	------------	---	-------------------

<p>姫戸港</p>	<p>姫戸町姫浦小島鼻から小島（二六メートル）を経て雨竜岬に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。</p>	<p>富岡港</p>	<p>巴崎の（地点の）三四度五一〇メートルの地点から志岐、富岡境界海岸に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。</p>	<p>鬼池港</p>	<p>鬼池港防波堤燈台（北緯三二度三分四七・一八五秒、東経一三〇度一分二四・七八三秒）中心から三一八度三分六二メートルの地点を中心として八〇〇メートルの半径を有する円内の海面。</p>	<p>大浦港</p>	<p>有明町大字大浦三角点（四一・八メートル）から竹島北端に引いた線、同点から龍崎に引いた線及び陸岸により囲まれた海岸。</p>	<p>(1) 字界標柱から二七〇度一八〇メートルの地点 (2) 字界標柱から二一九度四五分一七三メートルの地点 (3) 字界標柱から一四八度一分五六〇メートルの地点 (4) 本渡市下浦町字下尾戸護岸（北緯三二度二分二二・二二七秒、東経一三〇度二分四九・七三五秒、以下下尾戸護岸という。）から三三九度二二五メートルの地点 (5) 下尾戸護岸から一七八度七〇〇メートルの地点 (6) 下尾戸護岸から一八二度四分七〇六メートルの地点 (7) 下尾戸護岸から三一五度一分一七二メートルの地点 (8) 下尾戸護岸から三一九度一分二七五メートルの地点 (9) 字界標柱から一五二度四分五八七メートルの地点 (10) 字界標柱から二二八度三分二二六メートルの地点 (11) 字界標柱から二七〇度二四八メートルの地点</p>	<p>昭和二十八年九月三十日</p>
------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	--	--------------------

合津港	松島町大字合津北福戸北端から同町前島西端に引いた線、阿村きぶく北西鼻から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。	昭和二十八年九月三十日
佐敷港	鶴木山西端から唐船岩を経て大崎北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の芦北町大字女島と芦北町大字芦北の大字界から二七〇度に引いた線から下流の湯浦川の河川水面及び佐敷川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法に基づき指定された牛水漁港の区域を除く。	昭和二十八年九月三十日
長洲港	荒尾市と長洲町との境界標柱（北緯三二度五六分三二・〇八六秒、東経一三〇度二六分一四・六五二秒）から二〇度四五分一六二五メートルの地点まで引いた線、同地点から一五二度五〇分一七九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二九度三〇分二四一七メートルの地点まで引いた線、同地点から一五度一五四メートルの地点まで引いた線、同地点から三度菜切川水門橋右岸橋台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面。	昭和四十六年六月五日
河内港	河内山三角点（三六三メートル）から二六八度三〇分二七九〇メートルの地点から二四七度一〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。	昭和五十四年三月三十一日
高浜港	高浜江尻鼻から小崎鼻に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高浜川白鶴橋下流の河川水面。	昭和二十八年九月三十日
牛深港	牛深市牛深町遠見山三角点（二二七・二メートル）、同市久玉町勝崎南端及び同市牛深町下須島黒崎北端を順次結んだ線、同市牛深町ボラ山三角点（七六メートル）から一四七度五〇メートルの地点と同地点から〇度一七五メートルの地点とを結んだ線及び水際線により囲まれた海面。	昭和四十年十月二十二日
田浦港	芦北郡田浦町入御鼻北端殿島三角点（二三・五メートル）及び同町只崎突端を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに小田浦川東海橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法の規定により指定さ	昭和四十一年三月一日

れた田浦漁港の区域を除く。

熊本県告示第二百六十七号

昭和三十九年六月二十三日熊本県告示第四百二号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度四九分四三秒、東経一三〇度三五分〇〇秒」を「北緯三二度四九分五五・一二五秒、東経一三〇度三四分五五・六二五秒」に改める。

熊本県告示第二百六十八号

昭和三十九年六月二十九日田浦町告示第四十七号（田浦港港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度二分二八秒、東経一三〇度二九分五〇秒」を「北緯三二度二分四〇・二六五秒、東経一三〇度二九分四一・七一〇秒」に改める。

熊本県告示第二百六十九号

昭和三十九年十月一日熊本県告示第六百三十一号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度二分二四秒、東経一二九度五九分三四秒」を「北緯三二度二分三六・二二五秒、東経一二九度五九分二五・八五二秒」に改める。

熊本県告示第二百七十号

昭和三十九年十月一日熊本県告示第六百三十二号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度二四分四九秒、東経一三〇度三分〇六秒」を「北緯三二度二五分一・二二八秒、東経一三〇度二分五七・七九六秒」に改める。

熊本県告示第二百七十一号

昭和三十九年十二月十五日熊本県告示第八百六号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三六分一七秒、東経一三〇度二七分三六・九秒」を「北緯三二度三六分二九・一八四秒、東経一三〇度二七分二八・五九二秒」に、「北緯三二度三五分五九秒、東経一三〇度二八分五二秒」を「北緯三二度三六分一・一八七秒、東経一三〇度二八分四三・六八六秒」に改める。

熊本県告示第二百七十二号

昭和六十一年九月六日熊本県告示第六百六十七号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度一八分五三秒九六六、東経一三〇度二九分〇一秒七七二」を「北緯三二度一九分六・二四五秒、東経一三〇度二八分五三・四九一秒」に改める。

熊本県告示第二百七十三号

昭和六十二年二月三日熊本県告示第百三十三号（公有水面埋立承認）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三一分〇九・五秒、東経一三〇度三三分〇六・一秒」を「北緯三二度三一分二・七一二秒、東経一三〇度三一分五七・七八二秒」に改める。

熊本県告示第二百七十四号

昭和六十三年四月五日熊本県告示第二百八十八号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度一七分五〇秒、東経一三〇度二七分二五秒」を「北緯三二度一八分二・二八二秒、東経一三〇度二七分一六・七三〇秒」に改める。

熊本県告示第二百七十五号

平成二年十一月二日熊本県告示第七百四十八号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度四九分四三秒、東経一三〇度三五分〇〇秒」を「北緯三二度四九分五五・二二五秒、東経一三〇度三四分五一・六二五秒」に改める。

熊本県告示第二百七十六号

平成三年二月八日熊本県告示第百三十号（公有水面埋立承認）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三一分九・五秒、東経一三〇度三三分六・一秒」を「北緯三二度三一分二一・七一二秒、東経一三〇度三一分五七・七八二秒」に改める。

熊本県告示第二百七十七号

平成三年八月七日熊本県告示第五百九十五号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三三分三五秒、東経一三〇度一分三三秒」を「北緯三二度三三分四七・一八五秒、東経一三〇度一分二四・七八三秒」に改める。

熊本県告示第二百七十八号

平成四年三月三十日熊本県告示第二百四十一号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

「北緯三二度四五分二七・二七五秒、東経一三〇度三七分二・七一一秒」を「北緯三二度四五分三九・四二三秒、東経一三〇度三六分五四・三二七秒」に改める。

熊本県告示第二百七十九号

平成四年三月三十日熊本県告示第二百四十二号（公有水面埋立承認）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

「北緯三二度四五分二七・二七五秒、東経一三〇度三七分二・七一一秒」を「北緯三二度四五分三九・四二三秒、東経一三〇度三六分五四・三二七秒」に、「北緯三二度四五分四八・四九六秒、東経一三〇度三六分六・四一九秒」を「北緯三二度四六分〇・六四一秒、東経一三〇度三五分五八・〇三八秒」に改める。

熊本県告示第二百八十号

平成四年十一月四日熊本県告示第八百二十一号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

「北緯三二度一七分五〇秒、東経一三〇度二七分二五秒」を「北緯三二度一八分二・二八二秒、東経一三〇度二七分一六・七三〇秒」に改める。

熊本県告示第二百八十一号

平成四年十二月二十五日熊本県告示第九百六十六号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

「北緯三二度二分四七・四九八秒、東経一三〇度二九分四三・一〇八秒」を「北緯三二度二分五九・七六〇秒、東経一三〇度二九分三四・八一七秒」に改める。

熊本県告示第二百八十二号

平成五年十月十三日熊本県告示第八百二十二号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

「北緯三二度二九分〇八・二三七秒、東経一三〇度三〇分〇五・六八二秒」を「北緯三二度二九分二〇・四五七秒、東経一三〇度二九分五七・三七九秒」に改める。

熊本県告示第二百八十三号

平成五年十二月八日熊本県告示第九百九号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

「北緯三二度三分〇九・五秒、東経一三〇度三分〇六・一秒」を「北緯三二度三分二・七二二秒、東経一三〇度三分五七・七八二秒」に改める。

熊本県告示第二百八十四号

平成六年十二月十九日熊本県告示第十二号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

「北緯三二度三五分五九秒七六、東経一三〇度二八分五二秒九六」を「北緯三二度三六分一・九四七秒、東経一三〇度二八分四四・六四六秒」に改める。

熊本県告示第二百八十五号

平成七年十月九日熊本県告示第七百七十四号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三六分三一秒、東経一三〇度二九分四三秒」を「北緯三二度三六分四三・一八七秒、東経一三〇度二九分三四・六七八秒」に改める。

熊本県告示第二百八十六号

平成九年十月三日熊本県告示第六百九十一号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三一分〇九・五秒、東経一三〇度三三分〇六・一秒」を「北緯三二度三一分二・七二秒、東経一三〇度三一分五七・七八二秒」に改める。

熊本県告示第二百八十七号

平成十年四月六日熊本県告示第二百八十号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度二六分〇六秒、東経一三〇度二四分五八秒」を「北緯三二度二六分一八・二三三秒、東経一三〇度二四分四九・七三三秒」に改める。

熊本県告示第二百八十八号

平成十年八月十四日熊本県告示第五百十九号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三六分三一秒、東経一三〇度二九分四三秒」を「北緯三二度三六分四三・一八七秒、東経一三〇度二九分三四・六七八秒」に改める。

熊本県告示第二百八十九号

平成十一年一月十三日熊本県告示第二十四号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度二八分四五秒四一、東経一三〇度三四分三〇秒四三」を「北緯三二度二八分五七・六四五秒、東経一三〇度三四分二二・〇九五秒」に改める。

熊本県告示第二百九十号

平成十一年三月五日熊本県告示第五百一十一号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三六分三一秒、東経一三〇度二九分四三秒」を「北緯三二度三六分四三・一八七秒、東経一三〇度二九分三四・六七八秒」に改める。

熊本県告示第二百九十一号

平成十一年三月五日熊本県告示第五百一十二号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三六分三一秒、東経一三〇度二九分四三秒」を「北緯三二度三六分四三・一八七秒、東経一三〇度二九分三四・六七八秒」に改める。

熊本県告示第二百九十二号

平成十一年三月三十一日熊本県告示第二百五十六号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度一分三〇・〇秒、東経一三〇度〇一分五〇・六秒」を「北緯三二度一分四二・二九〇秒、東経一三〇度一分四二・四六五秒」に改める。

熊本県告示第二百九十三号

平成十一年六月七日熊本県告示第四百七十一号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度一七分五〇秒、東経一三〇度二七分二五秒」を「北緯三二度一八分二・二八二秒、東経一三〇度二七分一六・七三〇秒」に改める。

熊本県告示第二百九十四号

平成十二年一月十四日熊本県告示第三十一号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度二七分二二秒三六二、東経一三〇度二二分二秒六一」を「北緯三二度二七分三四・五七六秒、東経一三〇度二一分五四・四〇五秒」に改める。

熊本県告示第二百九十五号

平成十二年三月三十一日熊本県告示第三百二十五号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度五五分四二秒六八〇、東経一三〇度二六分五二秒八一六」を「北緯三二度五五分五四・七七〇秒、東経一三〇度二六分四四・四六六秒」に改める。

熊本県告示第二百九十六号

平成十二年四月十二日熊本県告示第三百九十三号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三五分五九秒七六、東経一三〇度二八分五二秒九六」を「北緯三二度三六

分一・九四七秒、東経一三〇度二八分四四・六四六秒」に改める。

熊本県告示第二百九十七号

平成十二年六月九日熊本県告示第五百二十八号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度二六分〇六秒、東経一三〇度二四分五八秒」を「北緯三二度二六分一八・二二三秒、東経一三〇度二四分四九・七三三秒」に改める。

熊本県告示第二百九十八号

平成十四年一月二十一日熊本県告示第三十九号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度三六分一七秒、東経一三〇度二七分三六・九秒」を「北緯三二度三六分二九・一八四秒、東経一三〇度二七分二八・五九二秒」に改める。

熊本県告示第二百九十九号

平成十四年一月二十八日熊本県告示第六十二号（公有水面埋立免許）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「北緯三二度一分四〇・〇四二秒、東経一三〇度二三分五七・〇六九秒」を「北緯三二度一分五二・三六三秒、東経一三〇度二三分四八・八三六秒」に改める。

熊本県告示第三百号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の第三第五項の規定により、宇土市が実施する地籍調査を国土調査として指定したので告示する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

調査を行う者の名称	調査地域名	調査期間
宇土市	浦田町、北段原町、栄町、新町、南段原町、旭町、入地町、新松原町、水町、三拾町、松原町及び馬之瀬町の各一部並びに走瀧町、神台町及び椿原町の全部	平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

熊本県告示第三百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成四年熊本県告示第九百五十号熊本都市計画道路事業三・三・四十号新土河原出水線
- 三 事業施行期間 平成四年十二月二十一日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成五年熊本県告示第二百十八号熊本都市計画道路事業三・三・八号二本木小積線
- 三 事業施行期間 平成五年三月十二日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第三百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和六十一年熊本県告示第八十五号熊本都市計画道路事業三・三・十一号船場神水線
- 三 事業施行期間 昭和六十一年二月四日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和三十七年建設省告示三千七十四号熊本都市計画公園事業第一・二・三十一号秋田公園
- 三 事業施行期間 平成九年八月十四日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第三百五号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ二第一項の規定により、第九次鳥獣保護事業計画を樹立したので告示し、計画の内容については熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
主要地方道路	湯前線	同所	五・五	六・四	八〇・〇	八〇・〇	二十四 条工事

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十九日

熊本県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	三八八号	球磨郡湯前町字塩利 五二二番八地先から 同所 同字 五二二番一地先まで	八四〇・〇	特改一種

二 供用開始する期日 平成十四年三月三十日

熊本県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代郡東陽村大字河俣字黒原 三八七八番 地先から 同所 同字 三八八三番一地先まで	四六・五	緊道整 (防災)
"	小川泉線	八代郡泉村大字柿迫字川間 五一七〇番一地先から 同所 同字 五一七九番一地先まで	一一三・〇	単交安
一般県道	中津道八代線	八代市古麓町字堤下 三六二番二地先から 同所 同字 三六四番一地先まで	二五・二	"

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十九日

熊本県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡五和線	本渡市本町大字下河内字後ノ迫 一六八五番一地从先から 字草積	一〇〇・〇	単道改
"	"	天草郡五和町大字上野原字柏ノ木 六六四番一地从先から 同 所 同 字 六七一番一地从先まで	六一・〇	"

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十九日

熊本県告示第三百十号

平成十二年三月三十一日熊本県告示第三百四十三号の四十四号（熊本県ダム生活再建相談所の設置）により設置の告示を行った熊本県菊池地域振興局竜門ダム生活再建相談所は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第三百十一号

昭和三十九年十月二十四日熊本県告示第六百九十九号の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

本文中「企画開発部土地資源対策課内」を「企画振興部土地資源対策課内」に改める。

熊本県告示第三百十二号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和六十年熊本県告示第二百七十一号の十一）の一部を次のように改正する。
別表第一肥後銀行本店の項中、「第一勧業銀行熊本支店」及び「富士銀行熊本支店」を削る。
別表第二肥後銀行本店の項中

南日本銀行熊本支店	南日本銀行熊本支店	南日本銀行河原町支店	南日本銀行熊本市場支店	南日本銀行熊本支店	南日本銀行河原町支店	南日本銀行熊本市場支店	南日本銀行熊本支店	南日本銀行熊本中央支店	南日本銀行河原町支店	南日本銀行熊本市場支店
南日本銀行熊本支店	南日本銀行熊本支店	南日本銀行河原町支店	南日本銀行熊本市場支店	南日本銀行熊本支店	南日本銀行河原町支店	南日本銀行熊本市場支店	南日本銀行熊本支店	南日本銀行熊本中央支店	南日本銀行河原町支店	南日本銀行熊本市場支店

この要領は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県告示第三百十三号

昭和四十七年三月三十一日熊本県告示第二百四十三号の五（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「	球磨地域 農業協同組合	球磨郡錦町大字一武二六五七番地の四	を
」	中 球 磨 農業協同組合	球磨郡上村大字上一二三番地	
「	球磨地域 農業協同組合	球磨郡錦町大字一武二六五七番地の四	に、
」	第一勸業銀行 熊本支店	熊本市花畑町三丁目八番	を
」	富士銀行 熊本支店	熊本市手取本町六番一号	
「	みずほ銀行 熊本中央支店	熊本市花畑町三番八号	
」	みずほ銀行 熊本支店	熊本市手取本町六番一号	に改める。

熊本県告示第三百十四号

昭和四十九年二月二十八日熊本県告示第六十七号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改め、平成十四年四月一日から施行する。
平成十四年三月二十九日

一の2中規制地域中「熊本市、」を削る。

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第三百十五号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のように指定し、平成十四年四月一日から施行する。
なお、昭和五十三年三月二十三日熊本県告示第二百六十八号は廃止する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定地域

平成十四年四月一日における八代市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、本渡市、牛深市、菊池市及び宇土市の区域のうち、別添図面に着色した部分の区域。
ただし、別添図面は省略し、熊本県庁及び関係市役所において一般の縦覧に供する。

熊本県告示第三百十六号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のように指定し、平成十四年四月一日から施行する。
なお、昭和五十七年六月二十四日熊本県告示第六百七十一号は廃止する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定地域

平成十四年四月一日における富合町、植木町、大津町、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町、益城町及び鏡町の区域のうち、別添図面に着色した部分の区域。
ただし、別添図面は省略し、熊本県庁及び関係町役場において一般の縦覧に供する。

熊本県告示第三百十七号

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一部を改正する要項

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項（平成十年熊本県告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「熊本県環境生活部県民生活総室」を「熊本県環境生活部県民生活総室（以下「総室」という。）及びくまもと県民交流館（以下「交流館」という。）」に改める。

第三条中「午前九時から午後四時三十分まで」を「総室においては、午前八時三十分から午後五時までとし、交流館においては、午前九時から午後九時まで」に改める。

第四条中「閲覧の日は」の前に「総室における」を加え、次の一項を加える。
2 交流館における閲覧の日は、次に掲げる日を除いた日とする。

くまもと県民交流館条例施行規則（平成十四年熊本県規則第五号）第三条に基づく休日

附 則

この要項は、平成十四年四月一日から施行する。